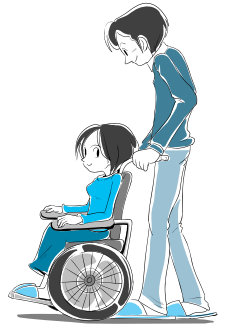


## 障害基礎年金

障害基礎年金は、初診日（病  
気やけがのために初めて医師の  
診療を受けた日）に国民年金に  
加入している人、または、国民  
年金に加入したことがある六十  
歳以上六十五歳未満で国内に住  
所のある人が対象。障害認定日  
（初診日から一年六カ月を経過  
した日、またはそれ以前に症状  
が固定した日）に国民年金の障  
害等級が一級、二級に該当する  
場合に支給されます。

年金を受けるには、初診日の  
前日において、初診日のある月  
の前々月までの保険料を納めた  
期間（免除期間を含む）が加入期  
間の三分の二以上あることが必  
要ですが、初診日が平成十八年



三月三十一日までは直近一年間  
に滞納がなければ支給できます。  
また、初診日が二十歳以前で、  
障害認定日が二十歳前となると  
きは二十歳に達したとき、障害  
認定日が二十歳後となるとき  
は、その認定日に一級、二級に  
該当すれば支給されます。

## 遺族基礎年金

次のようないずれかの人が  
死亡したときに、生計を維持さ  
れていた、子のある妻または子  
に支給されます。

国民年金に加入している  
国民年金に加入したことがあり、  
六十歳以上六十五歳未満で国内  
に住所がある 老齢基礎年金の  
受給権がある 老齢基礎年金の  
受給資格期間（二十五年）を満  
たしていた。

なお、子とは十八歳（障害の  
ある子は二十歳）の誕生日後、  
最初の三月末日を迎えるまでの  
人が該当になります。ただし、  
のいずれかの場合は、死亡  
日の前日に死亡日の前々月まで  
の保険料を納めた期間（免除期  
間を含む）が、加入期間の三分  
の二以上あることが必要です。

ダンスで楽しく交流（ひろせ老人福祉センター）



## 保険料の免除制度も

区分	法定免除	申請免除		学納付特例	未納
		全額承認	半額承認 <small>（半額納付した場合に限る）</small>		
老齢基礎年金を受けるための資格期間には？	受給資格期間に入ります。				受給資格期間に入りません。
受け取る老齢年金額は？	免除期間は、年金額に3分の1が反映されます。	全額免除期間は、年金額に3分の1が反映されます。	半額免除期間は、年金額に3分の2が反映されます。	年金額に反映されません。	年金額に反映されません。
生涯基礎年金や遺族基礎年金は？	受給資格要件を確認するときに、保険料を納めたときと同じ扱いになります。				滞納期間が多いと年金を受けることができません。
後から保険料を納めること（追納）は？	10年以内なら納めることができます。 （3年目からは当時の保険料に加算が付きま）				2年を過ぎると納めることができません。
追納についての問い合わせは前橋社会保険事務所へ。					

所得が少ないなどの理由で、  
保険料の納付が困難なときには  
次のような免除制度があります。  
ご利用ください。

なお、この場合には、右表の  
とおり、年金の受給資格や受給  
額が変わります。

**法定免除**  
生活保護法の生活扶助を受け

ている人や、障害基礎年金・厚  
生年金などの障害年金（一級・  
二級）を受けている人は、届け  
出によって、保険料が免除され  
ます。

申請免除  
前年所得が少なく保険料の納  
付が困難な人は、一定の基準を  
満たせば国民年金保険料の全  
額、または半額が免除されます。  
半額免除が認められた人も、そ  
の半額の保険料を納付しないと  
未納と同じになります。

なお、失業したことによる申  
請は、それを確認できる「雇用  
保険受給資格者証」または「雇  
用保険被保険者離職票」を提出  
する必要があります。

**学生納付特例**  
二十歳以上の大学生などで、  
次の二つの条件をともに満たす  
人には、保険料の納付が特例で  
猶予されます。

大学（大学院）、短大、高  
等学校、高等専門学校、専修学  
校、各種学校、その他の教育施設  
に在学する学生、夜間（定時制）  
課程、通信制課程の学生など。  
ただし、この特例の対象となら  
ない学校もありますので、詳し  
くはお問い合わせください。学  
生本人の前年所得が六十八万円  
以下。なお、扶養親族などがあ  
れば、その人数に応じて所得基  
準が変わります。

問い合わせは、国保年金課  
社会保険事務所（国領町二丁目）  
直接または電話で。

89016254、前橋  
23111705へ